

長崎県内の医療機関の皆さまへ 労災保険指定医療機関になりませんか？

1 労災保険指定医療機関とは？

労災保険指定医療機関とは、労働者が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合に、その療養に要した費用を、医療機関から直接、政府に対して請求することができるよう、労働局長から指定を受けた医療機関のことをいいます。

2 労災保険指定医療機関になると何ができる？

療養の給付を受けようとする**傷病労働者は、労災指定医療機関において自ら費用を負担することなく、必要な治療その他の医療を受けることができます。**

また、労災指定医療機関は、**労災診療費についてオンラインにより請求することや「公益財団法人労災保険情報センター（以下「RIC」という。）」¹との契約により**労災診療費の立替払い**等を受けることなどができます。**

¹RIC は、厚生労働省の労災診療被災労働者援護事業補助事業として、労働者の方々の福祉の増進に寄与するため、労働災害に係る補償制度、労災医療に関する各種事業等を行っています。

3 労災診療費レセプトのオンライン請求

労災保険指定医療機関は、都道府県労働局への申請により、労災診療費のレセプト請求を紙ではなくオンラインで行うことができます。

申請方法は、長崎労働局ホームページをご参照ください。

・長崎労働局 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousa/rezeptssystem/index.html

なお、労災レセプト電算処理システムの導入に必要な費用の一部について、導入支援金による支援の申請をすることができます。

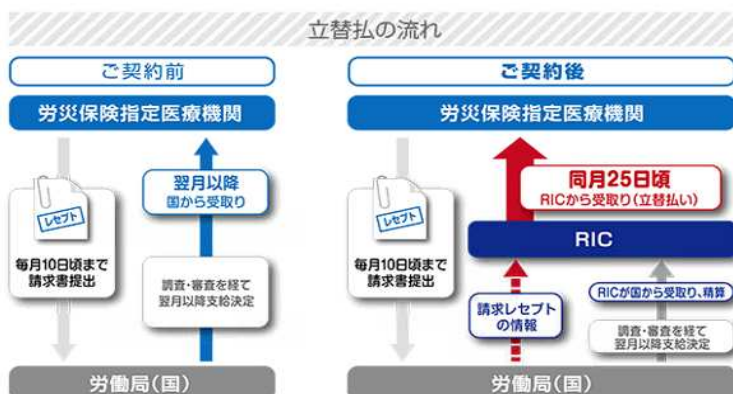
・労災レセプトオンライン化ナビ

<https://www.rourece.mhlw.go.jp/supportmedical.html>

4 RIC との契約による労災診療費の立替払い

労災保険指定医療機関の皆さまが請求された労災診療費については、国が労災として認める否かの決定やレセプトの調査・審査を行うため、支払いまでに日数を要する場合があります、その間、支払いが受けられません。

この不利益を解消するため、RIC と契約をいただいた医療機関の皆さまには、国から労災診療費が支払われるまでの間、請求された労災診療費と同額を RIC より無利子で立て替えて支払いを受けることができます。



RIC の労災診療費立替払いについては、RIC のホームページをご参照ください。

<https://www.rousai-ric.or.jp/tabid/522/Default.aspx>

5 労災指定医療機関になるには？

労災保険指定医療機関指定申請書等を、長崎労働局へ提出していただく必要があります。

申請書等につきましては、長崎労働局ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-oudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousai_hoken/rousai-hoken-kikan-23012603.html

また、労災保険指定医療機関は、労災診療費の請求に当たり、「労災診療費算定基準」に基づいて算定する必要があります。原則として、健康保険の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定しますが、初診料、再診料、四肢加算等、健康保険とは違った労災保険独自の特掲料金がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

・労災診療費算定マニュアル（令和4年4月版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai

<連絡先>

○労災保険指定医療機関の申請等について

〒850-0033 長崎市万才町 7-1 TBM長崎ビル 6F

長崎労働局労災補償課 095-801-0034

○RIC

〒112-0004 東京都文京区後楽 1丁目 4番 25号 日教販ビル 2F

RIC 労災医療部 03-5684-5516